

令和 7年 6月10日

各関係機関の長 様

出水保健所長

咽頭結膜熱流行に関する警報発令について（通知）

日頃から感染症予防対策業務につきましては、格段の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、感染症発生動向調査事業による咽頭結膜熱の定点当たり発生報告数が警報発令基準〔3〕を超えたため、管内に流行発生警報を発令しましたので通知します。

なお、当保健所管内の過去3週は下記のとおりとなっております。

また、調査情報を県のホームページに掲載しています。

記

第21週 (5/19～5/25)	第22週 (5/26～6/1)	第23週 (6/2～6/8)
0.00	0.00	5.00（警報発令）

問い合わせ先

〒899-0202 出水市昭和町18-18

北薩地域振興局保健福祉環境部

出水支所（出水保健所）保健係

担 当 片平，今村

電 話 0996-62-1636（内線204）

FAX 0996-63-1114

咽頭結膜熱の予防について

1 咽頭結膜熱とは

咽頭結膜熱は、アデノウイルスによって起こる疾患で、発熱、咽頭炎、眼症状を主とする小児の急性ウイルス性感染症です。季節的には、通常夏期に地域全体で流行し、6月頃から徐々に増加しはじめ、7～8月にピークが見られます。プールでの感染も多く見られることからプール熱とも呼ばれています。

2 症 状

発熱で発症し、頭痛、食欲不振、全身倦怠感とともに、咽頭炎による咽頭痛、結膜炎にともなう結膜充血、眼痛、眼脂等を訴え、3～5日程度持続します。

潜伏期間は5～7日とされています。

3 感染経路

通常飛沫感染、あるいは手指を介した接触感染であり、結膜あるいは上気道からの感染である。プールを介した場合には、汚染した水から結膜への直接侵入と考えられています。

4 予防方法

特異的治療法はなく、対症療法が中心となります。眼症状が強い場合には、眼科的治療が必要になることもあります。

予防としては感染者と密接な接触を避け、流行時にうがいや手指の消毒を励行することが必要です。

5 感染症法における取り扱いについて

咽頭結膜熱は、5類感染症定点医把握疾患に定められています。

6 学校保健法における取り扱いについて

咽頭結膜熱は、学校における予防すべき感染症第2種対象疾病に規定され、主要症状が消失が消退した後2日を経過するまで出席停止とされています。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときはこれに限らないとされています。